「安定的な皇位継承」をめぐる経緯

— 我が国と外国王室の実例 —

岩波 祐子

(内閣委員会調査室)

はじめに

- 1. 皇位継承をめぐるこれまでの議論
 - (1) 皇室典節制定時の議論
 - (2) 憲法調査会における議論(昭和39年7月)
 - (3) 衆参憲法調査会における議論(平成17年4月)
 - (4) 小泉政権『皇室典範に関する有識者会議報告書』(平成17年11月24日)
 - (5) 野田政権『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』 (平成24年10月5日)
 - (6) 天皇陛下御退位をめぐる議論における皇位継承策の検討
- 2. 皇位継承における原則と例外
 - (1) 男系による継承
 - (2) 君臣の別~皇族の範囲・皇籍離脱制度
 - (3)養子縁組の禁止
- 3. 提案の状況
 - (1) 男系男子の確保
 - (2) 女系継承の容認
- 4. 外国王室の状況
 - (1) 女王陛下の配偶者(「王配殿下」)の状況
 - (2) 民間男子と王族女性との婚姻
 - (3) 王族でなかった者が王位についた例

むすびにかえて~皇室に関する報道の在り方

はじめに

平成29年6月、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(以下「特例法」という。)の国

会審議の際に、衆参両院委員会の附帯決議は、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」などを検討するよう政府に求めた。政府は皇位継承に関する儀式が一段落した後、この秋から検討を開始する旨が報道されている。

憲法は皇位継承について、世襲制のみを規定し、具体的制度設計は皇室典範に譲っている。現行皇室典範は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」との原則を定め、皇族女子は婚姻により皇籍を離脱する旨が規定されている。現在の皇室の構成では継承権を有する男系男子が不在となる懸念に関連し、政府レベルでは小泉内閣時の有識者会議で、男女の別なく直系・長子優先の継承を定める案が提言され、また、野田内閣では公務の担い手を増やす女性宮家の創設が提言されたが、いずれも実際の法改正等には至っていない。

本稿は、皇位継承に関する検討の経緯の概要について、皇位継承に関わる歴史上の原則等に触れつつ、皇位継承に関するこれまでの議論と、現在の提言の状況、加えて外国王室における参考となる事例等を紹介することを目的とするものである。

1. 皇位継承をめぐるこれまでの議論

旧憲法(大日本帝国憲法)第2条は「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」、旧皇室典範(以下「明治典範」という。)は第1条で「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」としている。明治典範は、我が国の皇位継承の伝統を研究し、諸外国の王位継承制度を参考にしつつ、皇位継承の資格、皇位継承の順序、皇位継承の順序変更、皇位継承の原因を定めている。なお、皇族の範囲に関連し、明治40年の皇室典範増補において、賜姓による臣籍降下の規定が定められたが、法制度上は永世皇族主義が継続した²。現行日本国憲法第2条は「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」とした。憲法には「皇男子孫」との規定はないが、新たな皇室典範は、おおむね従来の規定を踏襲し³、典範第1条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」としている。

以下では、今回の論点に関連する、女性天皇・女系天皇に関する議論に絞って紹介する。

(1)皇室典範制定時の議論

ア 臨時法制調査会 における議論

園部逸夫『皇室法概論-皇室制度の法理と運用-』⁵によると、女系による皇位の継承及び女性天皇の是非については、認めるべきとする見解の論拠は明らかではないが、認めるべきでないとする見解は、歴史・伝統を論拠としていた。臨時法制調査会第3回

[「]皇位継承、秋にも議論本格化 「女系」に結論は出るのか」『朝日新聞』(令元.8.17)ほか

² 園部逸夫『皇室法概論-皇室制度の法理と運用-』(第一法規、平成14年)315頁

³ 第6条により、非嫡出子及び非嫡出系の者を皇族としないこととなった。このため、これらの者は皇位継承 資格を持たないこととなった。

⁴ 昭和21年7月に設置された、憲法改正に伴う法制整備を調査審議する諮問機関。第3回総会は10月22~24日 に行われている。

⁵ 331~333頁、338頁

総会における第一部会長代理の報告は、女系による皇位の継承は皇位世襲の観念に含まれないとしている。なお、背景として、当時は皇位継承資格のある男系男子が相当人数存在したこと、「日本には皇配(プリンス・コンソート)族とでも言い得るような特種の家柄が存在せず、存せしめることが不適当でもある」等、配偶者の在り方に難点があると考えられたことなども指摘されている。

イ 帝国議会における議論。

帝国議会では、憲法改正案審議、皇室典範案審議がそれぞれ行われた。憲法第2条で旧憲法の「皇男子孫」の文字を省略した理由に関連し「此ノ第二条ニハ其ノ制限ガ除カレテ居リマスルガ故ニ、憲法ノ建前トシテハ、皇男子、即チ男女ノ区別ニ付キマシテノ問題ハ、法律問題トシテ自由ニ考へテ宜イト云フ立場ニ置カレル訳デアリマス」「などの答弁がされたが、審議過程における主要な意見は以下のとおりであった。

○皇位継承を男系男子に限定した理由

①過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の意識に沿うと考えられること、②歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎの存在であったと考えられること、③女性天皇を可能にした場合、皇位継承順位など困難な問題があることから、的確な結論を得るのに時間を要すること、④男性の皇位継承資格者が十分存在していること、⑤結局、女性の皇位継承を可能にするには研究が不十分であり、今後も研究していく必要があること。

○女性の皇位継承を可能としてはどうかとする制定時の議論

①歴史上も女性天皇の例があること、②文化国家、平和国家の象徴としてふさわしいこと、③新憲法の精神、男女平等原則に沿うこと、④近親の女性を優先する方が自然の感情に合致し正当であること、⑤皇統の安泰を期すためには女性天皇を可能にする必要があること。

(2) 憲法調査会における議論(昭和39年7月)

ここで取り上げる憲法調査会は、昭和31年6月、「日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する」目的で、憲法調査会法の規定に基づき内閣に設置された機関である。委員総数50人以内(うち国会議員30人以内、学識経験者20人以内)で構成され、昭和39年7月3日に内閣と国会へ「憲法調査会報告書」を提出した。調査内容は憲法の制定経緯の検証を始め広範多岐にわたるが、ここでは天皇の章における報告のうち、485頁以下の女帝関連部分の報告内容を抜粋する。

[四] 皇位の継承

皇位の継承については、女帝の制度および退位の制度を認めるべきかどうかの問題がとりあげられ、見解の対立がみられた。しかし、この問題に関して意見を述べた委員の数は、天皇制と国民主権との関係、天皇の地位および権限等の問題に関して意見を述べた委員の数に比較す

^{6 『}皇室典範に関する有識者会議報告書』(平成17年11月)35頁∼37頁。以下、有識者会議報告書という。

[『]第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議録第8回132頁(昭21.7.8)、金森国務大臣

!ればきわめて少数である。

- 一 女帝の制度および退位の制度を設けるべきであるとし、したがって、改正を要するとする見解
- (一) 女帝の制度を設けるべきであるとする見解がその論拠としてあげているのは、次のような点である。
 - 1 日本の歴史においても女帝の先例があり、また外国の例に照らしても、女帝を認めるべきでないとする理由はないこと
 - 2 男子の皇位継承資格者が絶えるという稀有の場合も生じないとはいえないこと
 - 3 両性の平等の原則からいっても女帝を認めるべきであること
 - 4 天皇の権限は形式的・儀礼的な行為に限られているのであるから、女子は天皇の適格性を有しないとはいえず、また現に皇室典範は女子も摂政となりうることとしていることなお、女帝の制度を認めるかどうかは皇室典範で規定すれば足り、憲法上に規定する必要はないとする意見に対しては、皇位継承資格に関する事項は皇位継承の最も重要な事項であるから皇室典範で規定するのは形として軽く、憲法上明確に規定すべきであるとする。

(二) 略

二 女帝の制度および退位の制度について特に憲法上に規定を設ける必要はないとする見解 (一) 女帝の制度について特に憲法上に規定を設ける必要はないとする見解には、女帝の制度は認めたほうがよいが、それは現行憲法の下においても皇室典範で定めうることであるとするもの、およびこれに加えてさらに女帝の制度は、現実の必要が予見されるときに考慮すべきであり、現在はいまだその時期ではないとするものがある。

(二) 略

(3)衆参憲法調査会における議論(平成17年4月)

衆参両院で、平成12年からそれぞれ憲法調査会が調査を進め、17年春にそれぞれ報告書を提出した。衆議院の委員数は50名、参議院は45名であり、小会派にも委員が割り当てられるように配慮された。以下では、各報告書の皇位継承に関連する部分を抜粋する。

なお、調査会における議論、取りまとめが行われていたのは、徳仁皇太子殿下には愛子内親王殿下、文仁親王殿下には眞子内親王殿下、佳子内親王殿下がいらっしゃった時期であり、文仁親王妃紀子殿下の御懐妊が報道・公表されたのは平成18年2月、悠仁親王殿下の御誕生は平成18年9月である。

ア 衆議院憲法調査会報告書 (平成17年4月15日)

3 皇位継承 (233頁)

皇位継承については、主として皇室典範の問題として議論が行われた。その主な議論は、女性による皇位継承の是非に関するものである。この点については、女性による皇位継承を認めることに慎重な意見もあったが、これを認めるべきであるとする意見が多く述べられた。女性による皇位継承を認めるべきであるとする意見は、①憲法が皇位継承権を男性に限定していないこと、②男性による継承に限定したままでは皇統が断絶する懸念があること、③女性の天皇を容認する国民世論の動向、④これを認めることが男女平等や男女共同参画社会の形成という現在の潮流にも適うものであること等を論拠としている。これに対し、慎重論は、男系男子による継承が我が国の伝統であること等を論拠としている。

第2 皇位継承 (296頁)

皇位継承については、主として皇室典範の問題として議論が行われた。その主な議論は、 女性による皇位継承を認めるべきか否かに関するものであった。

1 女性の皇位継承権を認めるべきか否か ア 女性による皇位継承を認めるべきであるとする意見 女性の皇位継承権を認めるべきであるとする意見が多く述べられたが、この意見は、そこの論拠として次のようなものを挙げている。

- a 日本国憲法は、大日本帝国憲法と異なり、皇位継承資格を皇族男子に限定していない。
- b 皇位継承権を皇族男子のみに限定したままでは、皇統が途絶える危険がある。
- c 世論調査では、女性の天皇を容認する意見が多数となっている。
- d 女性の天皇を認めることは、男女平等や男女共同参画社会の形成という現在の潮流に も適うものである。
- e 過去に女性の天皇が存在していたことがある。
- f 現行の皇室典範では、男子の皇族にしか皇位継承権を認めていないが、摂政について は現在でも皇族女子の就任を認めている。
- g 王室を有する欧州各国では、女性による王位継承を認めている。

イ 女性による皇位継承を認めることは慎重に検討されるべきであるとする意見

この意見は、女性による皇位継承を決して否定するものではないとしながらも、これまで皇位継承は男系男子によってのみ行われてきたという伝統を重視すべきであるとして、皇族女子による皇位継承を認めることについては、慎重に検討されるべきであるとするものであった。

2 皇位継承権を認める皇族女子の範囲

女性による皇位継承を認める場合、皇位継承権を与える皇族女子の範囲については、皇族 男子に適当な継承者がない場合に限り、例外的に男系の女子に対して皇位継承権を認めるべ きであるとする意見と、皇位継承権者の範囲を男系女子にまで拡大したところでそれは一時 の摂位に過ぎず、天皇制の継続を考えれば、女系女子にまで皇位継承権を認める必要がある とする意見とに分かれた。また、この問題と関連して、女性による宮家の設立に伴う皇室財 政への影響、女性が天皇に即位した場合の配偶者の取扱い等が検討課題として挙げられた。 (参考人等の発言)

- ・現行皇室典範では、男系男子が皇位を継承するとしているが、現に若年の皇族には女子しかおらず、この部分が一つの問題である。また、この問題は、皇位ばかりでなく、各宮家の継承についても同様であり、こうしたことにかんがみれば、現在の皇室典範の改正は必要ではないか。(高橋紘参考人)
- ・男系男子による皇位継承の伝統にこだわり、かつ、皇統断絶の危険を回避するには①1947年に皇族から離脱した旧皇族を皇族として復帰させること又は②旧憲法下と同様に非嫡出子に対する皇位継承権を認めることが考えられるが、①旧皇族の復帰は、皇籍離脱以来50年以上を経た今日では難しくなっている上に、国民感情からも同意が得られないであろうし、また、②非嫡出子による皇位継承を認めるような社会状況も、今日では失われているであろう。したがって、天皇制断絶のリスクを回避するためには、伝統を捨て、男系女子のみならず、女系男子や女系女子に対しても皇位継承権を認めていくより方策はなく、それが伝統に反するといっても、どうにもしようがない。(横田耕一参考人)

イ 参議院憲法調査会報告書『日本国憲法に関する調査報告書』(平成17年4月20日)

3 女性天皇など皇位継承の在り方(65頁)

皇位継承については、象徴天皇制にかんがみ、国民の支持が得られ、かつ、日本の歴史や 伝統に配慮した制度であるべきことが言われている。憲法は皇位を世襲のものと定めるが、 皇位継承については、国会の議決する皇室典範によるものとした。同典範では皇統に属する 男系の男子が継承すること等が定められている。この点に関し、女性による皇位継承を認め るか、女性天皇の是非について議論がなされ、

・党の新憲法起草小委員会の検討(平成17年)においては、女帝問題を含め、皇位継承の資格や継承順位については、皇室典範において規定することが適当であるとしている(自由

民主党)

- ・女性天皇の是非を論ずる際の前提問題として象徴概念の純化を図るべきである、
- ・皇位継承者が男子に限られている皇室典範は改正すべき、
- ・女性天皇賛成が80%という世論調査もあり、そういうものも考えていくべき、
- ·男子誕生のプレッシャーを天皇家に掛けるのは良くない。女性天皇は過去にも存在したし、時間がたってから仕方ないからということではなく、早急に皇室典範を変えるべき、
- ・皇室典範の改正により女性天皇を認めることは可能であり、天皇を男子に限る合理的根拠 はなく、女性天皇について内閣が検討することについては賛成である、

など、<u>本憲法調査会では、女性天皇を認めることについて、おおむね共通の認識があっ</u>た。

なお、女性天皇の是非の議論は、男女平等など平等原則の適用に加え、人間の尊厳や個人の尊重の問題など基本的人権とも密接な関係を有する。天皇及び皇族の人権について、その地位から一定の制約がなされることは憲法が定める例外であるとされるが、

- ・天皇・ロイヤルファミリーにおいても、特殊性はあっても一人の人間としての人格は基本 的に守られるべき、
- ・天皇も国民の一人として人権が尊重されるべきことは当然であるが、象徴としての立場を 全うするために様々な人権が制限されており、憲法上、特別の存在であることも否めず、 いかに折り合いをつけるかという問題になる。ただし、プライバシーなどについては、国 民一人一人も思慮を持って臨むべき、

などの意見が出された。

参考人・公述人の発言 (参議院憲法調査会報告書附属資料『発言要約一覧』262~264頁) 皇位継承

- ・男性のみで血縁上つながる関係を男系と称するが、現行制度が皇位継承資格者を男系に限っている理由について、専門的見地からの見解はあろうが、明確に説明することは相当難しいであろう(園部逸夫)
- ・皇位継承資格を嫡出子に限っていることは制度を考える上で大事な点。旧皇室典範では非 嫡出子を認めていたが、現行の皇室典範では道義的な判断により制度を改めた(園部逸夫)
- ・今後の皇位継承制度は、第一に国民が考える象徴制度にふさわしい制度であるべきで、第二に世襲の背景にある日本の歴史や伝統に配慮した制度であるべき。この二点から導き出される制度のあるべき姿に仮に一致しない点がある場合には、最終的には国民の支持が得られる制度を選択すべき(園部逸夫)

<世襲制>

·将来、天皇の世襲制をどうするかは、なおこれから議論すべき問題(中村睦男)

女子の皇位継承

- ・憲法は、皇位継承の在り方はすべて皇室典範にゆだねており、女帝の可否が憲法改正を要する問題でないことは明白(内閣法制局)
- ・女帝に関する議論は、皇室典範で変えることができるとの法理論的問題、継承者が少ない との現実の問題、男女平等等の人権問題の三点から来ており、現在議論すること自体は国 民の自由、議院活動の自由であるが、個人的には皇族が悩む状況をむしろつくってしまう のではないかと懸念する(阪本是丸)
- ・夫婦から子供が生まれるかは分からず、また女児が生まれればなぜ男児でないかと言われる女性天皇の是非の議論は、平等原則の適用以上に人間の尊厳や個人の尊重の問題に出会っている(笹川紀勝)
- ・憲法が定めているのは世襲であり、具体的制度は皇室典範が定めることになっていると考える。よって、女性に皇位継承資格を認めることになっても、皇室典範の改正を行えばよ!

⁸ この報告書では、委員個人の意見ではなく、会派を代表しての意見である場合は会派名を()で明記している。委員の個別の発言については参議院憲法調査会報告書附属資料『発言要約一覧』29頁参照。

く、憲法改正は不要(園部逸夫)

- ・皇室典範は直系を優先している。皇位継承資格を女性に認めた場合の順序は、天皇の直系の愛子内親王殿下を傍系となる秋篠宮殿下より優先する考え方になろう(園部逸夫)
- ・女性天皇制度の問題は、主として、女性にも皇位継承資格を認め皇統の維持を確実にしよ うとする議論と、男女平等論からの女性天皇論という二つの観点から論ぜられてきた(園 部逸夫)
- ・皇室に男子の誕生がなく、現在の構成のままでは男系男子に皇位継承資格を限定する現行制度ではいずれ継承資格者がなくなる。こうした事態への対応には継承資格を女性にも認めることが必要になる(園部逸夫)
- ・女性天皇は過去に例があるが、女系は伝統とは異なるとの考えもある。皇位継承の在り方はこれまでも推移があるし、男系でないことをもって、象徴天皇制度にふさわしくないということはない。皇位は代々の天皇の血統に属する者の継承が最も重要なことと考える(園部逸夫)
- ・象徴の地位の在り方、世襲制の内容といった観点から法制度を考えた場合に何が本当に守るべき価値かを考えれば、女性天皇を認めることが最もふさわしく、また必要なことと考える(園部逸夫)
- ・王位継承について、諸外国には、英国のように子供の中では男子を優先する型と、オランダのように男女の区別なく長子を優先する型の二つの考え方がある。天皇制度は、諸外国の君主制度とは異なる面も多いが、共通する点もあり、継承順序については、世襲の合理的な在り方から考えても、このいずれかではないか(園部逸夫)

(4) 小泉政権『皇室典範に関する有識者会議報告書』(平成17年11月24日)

ア 皇室典範に関する有識者会議

平成16年12月27日、内閣総理大臣決裁により、「皇位継承制度と関連する制度について、高い識見を有する人々の参集を求めて検討を行う」皇室典範に関する有識者会議の開催が決定された。座長には元東京大学総長、独立行政法人産業技術総合研究所理事長の吉川弘之氏が互選され、座長代理は元最高裁判事の園部逸夫氏となった。憲法学者、政治学者、前内閣官房副長官、経団連会長、国際派等の多彩な人材が揃った。同会議は公式には17回、非公式に3回開催された。

同会議は皇位継承に関する史実、外国王室の例等の調査など、歴史等の事実に基づき 共通認識を得る作業を一通り行った(この内容については今後の議論に資する点も多い と思われるため、本稿では後にまとめて取り扱う)。その後、識者として、5月31日の 第6回会議に大原康男國學院大學教授(宗教行政論)、高橋紘静岡福祉大学教授(現代 史(皇室研究))、八木秀次高崎経済大学助教授(憲法学)、横田耕一流通経済大学教授 (憲法学)。6月8日の第7回会議に鈴木正幸神戸大学副学長(日本近代史学)、高森 明勅拓植大学客員教授(神道学・日本古代史学)、所功京都産業大学教授(日本法制 史)、山折哲雄国際日本文化研究センター名誉教授(宗教学・思想史)¹⁰の各氏を招きヒ アリングを実施した¹¹。ヒアリングの中では、男系継承の方法として、旧宮家の男系男

⁹ 当日の議事概要・資料についてはhttps://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai6/6gijisidai.html (以下、最終アクセスは全て令元.8.22)

¹⁰ 当日の概要概要・資料については〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai7/7gijisidai.html〉

¹¹ 有識者会議第8回会議資料「ヒアリングにおいて表明された皇位継承資格及び皇位継承順位についての意見の整理」〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai8/8siryou1-1.pdf〉

子の子孫を皇室に迎える案等も提案され、委員との質疑応答が行われている。平成17年 7月26日に「今後の検討に向けた論点の整理」を取りまとめ公表、11月24日に報告書を 決定、小泉純一郎内閣総理大臣に手交した。

イ 報告書の概要

報告書は、「現行の皇室典範を前提にすると、現在の皇室の構成では、早晩、皇位継承資格者が不在となるおそれがあり、日本国憲法が定める象徴天皇制度の維持や長い歴史を持つ皇位の継承が不確実になりかねない状況となっている。」とし、「象徴天皇の制度は、我が国の歴史と深い関わりを持ち、国民の支持の上に成立するものである」とした上で、皇位継承制度を検討する基本的な視点として①国民の理解と支持を得られるものであること、②伝統を踏まえたものであること、③制度として安定したものであること、を挙げて、総合的な考察を行うとしている。その結論としては、皇位継承資格を皇族女子や女系の皇族に拡大し、皇位継承順位については、天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹の間では、男女を区別せずに、年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当であるとされた。これらを基本として、皇族の範囲についても、女性天皇及び女性の皇族の配偶者も皇族とすること、永世皇族制の維持、皇籍離脱制度の見直し等も言及されている。

なお、関係者への配慮として、「現在の皇族女子については、婚姻により皇籍離脱する現行制度の下で成長されてきたことにも配慮が求められる。その際、世数、皇室の構成等も勘案する必要がある。」(報告書16頁)とされ、また、「女性天皇や皇族女子が配偶者を皇室に迎えることについては、性別による固有の難しさがあるとは必ずしも考えないが、初めてのことであるがゆえに、配偶者の役割や活動への配慮などを含め、適切な環境が整えられる必要がある。」(同11頁)との言及がある。

結び

象徴天皇の制度は、現行憲法の制定後、60年近くが経過する中で、多くの国民の支持する ものとして定着してきた。我々は、古代から世襲により連綿と受け継がれてきた天皇の制度 が、将来にわたって、安定的に維持されることが何よりも重要であり、また、それが多くの 国民の願いであるとの認識に立って、検討に取り組んできた。

象徴天皇の制度は、国民の理解と支持なくしては成り立たない。このことを前提に、冒頭述べたように、制度の成り立ちからその背景となる歴史的事実を冷静に見つめ、多角的に問題の分析をした結果、非嫡系継承の否定、我が国社会の少子化といった状況の中で、古来続いてきた皇位の男系継承を安定的に維持することは極めて困難であり、皇位継承資格を女子や女系の皇族に拡大することが必要であるとの判断に達した。

古来続いてきた男系継承の重さや伝統に対する国民の様々な思いを認識しつつも、議論を 重ねる中で、我が国の将来を考えると、皇位の安定的な継承を維持するためには、女性天 皇・女系天皇への途を開くことが不可欠であり、広範な国民の賛同を得られるとの認識で一 致するに至ったものである。

検討に際しては、今後、皇室に男子がご誕生になることも含め、様々な状況を考慮したが、現在の社会状況を踏まえたとき、中長期的な制度の在り方として、ここで明らかにした結論が最善のものであると判断した。

ここでの提言に沿って、将来、女性が皇位に即くこととなれば、それは、近代以降の我が国にとっては初めての経験となる。新たな皇位継承の制度が円滑に機能するよう、関係者の 努力をお願いしたい。

皇位の継承は国家の基本に関わる事項であり、これについて不安定な状況が続くことは好ましいことではない。また、皇族女子が婚姻により皇族の身分を離れる現行制度の下では、 遠からず皇族の数が著しく少なくなってしまうおそれがある。さらに、将来の皇位継承資格! |者は、なるべく早い時期に確定しておくことが望ましい。このような事情を考えると、皇位| |継承制度の改正は早期に実施される必要がある。

当会議の結論が、広く国民に受け入れられ、皇位の安定的な継承に寄与することを願って やまない。

報告書の提出を受け、小泉総理は皇室典範の改正案をまとめて国会に提出する意向と されていたが、18年2月に文仁親王妃紀子殿下の懐妊が発表された後、提出は見送られ たままとなっている。

(5) 野田政権『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』(平成24年10 月5日)

ア 皇室の御活動の維持、いわゆる「女性宮家」に関するヒアリングの実施

民主党野田政権の下、平成24年2月から7月にかけて、内閣官房で、女性皇族の婚姻による皇族数の減少と皇室の御活動の維持という課題について、有識者ヒアリングが行われた。内閣官房皇室典範改正準備室「皇室制度に関する有識者ヒアリングの実施について」(平成24年2月20日)では、現行の皇室典範の規定の下では女性皇族は婚姻により皇籍を離脱することから、皇室活動の安定的な維持と天皇皇后両陛下の御負担軽減が喫緊の課題である一方、象徴天皇制を支える皇室の在り方は広く国民の理解と支持を得る必要があるなどとした上で、各界の有識者から「皇室の御活動の意義や、女性の皇族に皇族以外の方と婚姻された後も御活動を継続していただくとした場合の制度の在り方等について幅広くご意見を伺い、今後の制度検討の参考とする」としつつ、「緊急性の高い皇室の御活動の維持と女性皇族の問題に絞り、皇位継承問題とは切り離して行う」とされた。この背景には、23年10月、野田総理に対し羽毛田宮内庁長官が、皇族減少への対応について、女性皇族が結婚年齢に近い年齢になっており喫緊の課題である旨を伝えたこと12、また、女性・女系天皇の容認を検討した小泉内閣の関係者からの提案があったとされる13。

招かれた有識者は今谷明帝京大学特任教授、ジャーナリストの田原総一朗氏、山内昌 之東京大学大学院教授、大石眞京都大学大学院教授、ジャーナリストの櫻井よしこ氏、 百地章日本大学教授、市村真一京都大学名誉教授、笠原英彦慶應義塾大学教授、小田部 雄次静岡福祉大学教授、島喜高早稲田大学教授、所功京都産業大学名誉教授・モラロ ジー研究所教授、八木秀次高崎経済大学教授の各氏である¹⁴。

イ 論点整理の概要とその後

内閣官房は、平成24年10月5日に『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論 点整理』を公表した¹⁵。基本的な視点として、皇室の伝統を踏まえながら、これまで形

^{12「}女性宮家、進まぬ議論 野田内閣、着手したが頓挫」『朝日新聞』(平26.7.28)

^{13「(}平成と天皇) 首相経験者に聞く:5 女性宮家、創設を模索 野田佳彦氏」『朝日新聞』(平29.7.29)

⁴ ヒアリングにおける主な意見は、論点整理の2~6頁に掲載されている。

¹⁵ 論点整理本文〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/pdf/121005koushitsu.pdf〉)、概要(パブリックコメントの際に添付されたもの)〈https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=000093127〉

づくられてきた象徴天皇制度に整合的なものとすること、皇位継承制度の在り方の問題に影響しないものであること¹⁶、皇室の適正な規模と国民負担への考慮、女性皇族の意思の反映と婚姻環境への配慮を挙げ、具体的な方策については、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする案(配偶者や子に皇族の身分を付与する案、付与しない案)、女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援していただくことを可能とする案を併記し、今後の検討に委ねる形となっている。

論点整理はその後10月9日からパブリックコメントに付され、12月18日に結果が公表された「この間、11月16日に衆議院が解散され、12月16日の衆議院総選挙により、自由民主党・公明党が多数を獲得した。パブリックコメントには2か月間で26万件を超える意見が寄せられたが、同一人物が多数の意見を提出した例、同内容の意見を複数回提出した例が多く、人数の実数は把握していないとされたが、「論点整理で示された考え方自体に反対するとの御意見が極めて多く寄せられ」、「いくつかの類型による定型文を用いたものが多くを占めて」いたとされた。

平成25年1月、政権交代後の衆議院本会議で、安倍総理は、女性宮家の創設について、極めて慎重な対応が必要とした。26年10月には、政府が、女性皇族の御結婚後の皇室活動について、皇室典範の改正は行わず、閣議決定で女性皇族が御結婚により皇籍を離脱した後も民間人として一定の活動が行えるよう認める方針を固めた旨が報道された¹⁸。対象となるのは国事行為を除く皇室活動の一部で、新たな称号の付与や公的な立場の新設は行わないとし、女性宮家創設については女系天皇につながる可能性もあるため慎重に対応するとの内容であった。その後、特例法案が閣議決定された翌日の29年5月20日にも、同様の内容の報道がなされ、特例法成立後に世論の動向を踏まえて判断するとされていた¹⁹。なお、29年6月7日、参議院における特例法案の審議の際、菅官房長官は、有識者ヒアリングを踏まえた論点整理について承知しているとした上で、「女性皇族の婚姻等による皇族数の減少等に係る問題については、先延ばしすることはできない課題であると受け止めており」、方策については様々な考え方、意見があり、国民のコンセンサスを得るには十分な分析や慎重な手続が必要とした²⁰。

(6) 天皇陛下御退位をめぐる議論における皇位継承策の検討

ア 天皇の退位等に関する皇室典範特例法成立に至る流れ

平成28年7月に天皇陛下(現上皇陛下)の退位の意向が報道され、8月にビデオメッ

¹⁶ 特に、旧11宮家の男系男子の皇籍復帰論については、皇位継承資格の議論につながるため、今回の検討対象 とはしないとされている。

¹⁷ 内閣官房皇室典範改正準備室「「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」に係る意見募集の 結果について」(平成24年12月18日)〈https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=00000 95198〉

¹⁸「民間人として皇室活動 女性皇族、ご結婚後も 政府方針 典範改正せず、閣議決定で」『産経新聞』 (平26.10.20)

^{19「}女性皇族「結婚後も公務」政府検討 宮家創設は先送り」『毎日新聞』(平29.5.20)

[ื] 第193回国会参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第2号13頁(平29.6.7)

セージ「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」を契機に、9月に安倍総 理の私的諮問機関「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」(以下「有識者会 議」という。)が開催され、専門家²¹へのヒアリング・討議を経て、12月には「退位を容 認しつつ、恒久化は困難」との方向性で一致した。平成29年1月16日に、衆参正副議長 が天皇の退位について国会としての意見を取りまとめる方針を決定し、19日から、各 党・各会派の代表者と国会内で協議を開始した。安倍総理は24日、衆参正副議長に有識 者会議の「今後の検討に向けた論点の整理」(23日公表)を報告、国会での合意形成を 要請した。衆参正副議長の下に開催された会合の場では™、今上天皇一代限りの特例法 か、皇室典範改正による恒久的な制度改正かが議論された。そして、論点の一つとして、 皇位継承の安定性の確保策が取り上げられ、これまでの政権における検討も踏まえつつ、 女性宮家の創設、女性・女系天皇への拡大、旧宮家の皇族への復帰等について、早期に 議論の場を設けるべきではないかなどとの意見が交わされた。3月15日に正副議長が、 退位は将来の先例となりうるとする取りまとめの案を提示した。このうち、「5 安定 的な皇位継承を確保するための方策についての検討及び国会報告について」では、「安 定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、政府において、今般の 「皇室典範の附則の改正」及び「特例法」の施行後速やかに検討すべきとの点において 各政党・各会派の共通認識に至っていたが、その検討結果の国会報告の時期については、 「明示することは困難である」とする主張と「一年を目途とすべきである」とする主張 があり、国会における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附 帯決議に盛り込むこと等を含めて合意を得るよう努力していただきたい。」とされてい た。取りまとめの案に対し、各党・会派から書面で意見が提出された上で、17日に再度 会合が持たれ、自由党は反対したものの、他の各党は了承し、「「天皇の退位等につい ての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」が確定した23。な お、項目5に関連して、内閣のみならず国会にも議論の場を設けるべきではないか、検 討内容に旧皇族の復帰を入れるべきではないか、女性・女系天皇につながる女性宮家に 関する記述は落としてほしいなどの意見も出されている。同日、「とりまとめ」は各 党・各会派の意見とともに安倍総理に手交され、安倍総理は速やかに法案立案に取りか かる旨を表明した。

²¹ 第1次ヒアリングでは平成28年11月7日に平川祐弘東京大学名誉教授、古川隆久日本大学教授、ノンフィクション作家の保阪正康氏、大原康男國學院大學名誉教授、所功京都産業大学名誉教授、同14日に渡部昇一上智大学名誉教授、ジャーナリストの岩井克己氏、笠原英彦慶應義塾大学教授、ジャーナリストの櫻井よしこ氏、石原信雄元内閣官房副長官、今谷明帝京大学特任教授、同30日に八木秀次麗澤大学教授、百地章国士舘大学大学院客員教授、大石眞京都大学大学院教授、高橋和之東京大学名誉教授、園部逸夫元最高裁判事の各氏が招聘された。なお、平成29年3月22日の第2次ヒアリングでは秋下雅弘東京大学大学院教授、本郷恵子東京大学史料編纂所教授、君塚直隆関東学院大学教授、新田均皇學館大学現代日本社会学部長の各氏が招聘されている。

²² 会議の全体については「天皇の退位等についての立法府の対応について」〈https://www.sangiin.go.jp/jap anese/ugoki/h29/tennoutaii/index.html〉

²³ とりまとめの全文はtome.pdf>

4月21日、有識者会議が特例法による一代限りの対応を基本とする最終報告書²⁴を公表した。末尾の「おわりに」で、皇族数の減少への対策は一層先延ばしのできない課題となるとして、現在の皇室典範の皇族女子の婚姻による皇籍離脱、皇孫世代の皇族の状況に触れ、「将来、悠仁親王殿下と同年代の皇族がお一人もいらっしゃらなくなることも予想される。皇室典範は、皇族たる皇室会議議員及び予備議員として、4万以上の一定数の成年皇族の存在を前提としている。また、臨時代行制度は、今後も柔軟に活用されていく必要があると思われるが、この制度の円滑な活用を可能とするためにも、一定数の成年皇族が必要となる。したがって、国民が期待する象徴天皇の役割が十全に果たされ、皇室の御活動が維持されていくためには、皇族数の減少に対する対策について速やかに検討を行うことが必要であり、今後、政府を始め、国民各界各層において議論が深められていくことを期待したい。」とした。政府は正副議長「とりまとめ」と有識者会議「最終報告」を参考としつつ法案を検討した。5月19日に国会における会合が開かれ、皇室典範の改正を求める自由党以外の各党の了承を得た後、特例法案が閣議決定され、国会に提出された。

イ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議

国会における議論の中では皇位継承策の確保も論点となったが、これは検討課題として持ち越された。特例法案は衆議院では6月1日に議院運営委員会で全会一致で、2日に本会議で多数で可決され、参議院では7日に天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会で、9日に参議院本会議でいずれも全会一致で可決され、成立した²⁵。

特例法案審議の際、菅官房長官は、女性皇族の婚姻等による皇族数の減少等に係る問題について「政府としては、今回の議論の取りまとめにありましたように、各政党各会派の協議を踏まえて、国民の動向に留意しながら検討してまいりたい」と発言した²⁶。

なお、附帯決議は、事前の各党会派間の調整を経て、衆参で同一内容で付されており、 衆議院議院運営委員会では全会一致で、参議院特別委員会では多数で可決された¹⁷。

- 一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族 方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行 後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その 結果を、速やかに国会に報告すること。
- 二 一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策に ついて、「立法府の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとすること。

(三 略)

特例法の成立を受けた記者会見で、大島衆議院議長は、政府に対し、御退位・御即位 について遺漏なく進めるよう望むとともに、附帯決議の趣旨を踏まえて、皇位継承が実 現した暁には、安定的な皇位継承確保策について、早期に検討し、国会に報告すること

²⁴ 報告書全文は〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumu_keigen/pdf/saisyuhoukoku.pdf〉

²⁵ 自由党は採決を棄権した。

²⁶ 第193回国会参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第2号14頁(平29.6.7)

²⁷ 全文は〈http://chousa.sangiin.go.jp/chousa/content/000032247.pdf〉

を求めた。また、各政党・各会派にも引き続き、議論を行うよう求めた。

安倍総理は、平成31年3月13日、参議院予算委員会において、「安定的な皇位の継承を維持することは、国家の基本に関わる極めて重要な問題であります。男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重みなどを踏まえながら慎重かつ丁寧に検討を行う必要があると、このように考えています。また、女性皇族の婚姻等による皇族数の減少等については、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であると認識しています。この課題への対応等については様々な考え方、意見があり、国民のコンセンサスを得るためには十分な分析、検討と慎重な手続が必要であると考えております。現時点において、法の施行後にどのような、どのように検討を行うか、具体的な方針を決定しているわけではありませんが、いずれにせよ、衆参両院の委員会で可決された附帯決議の趣旨を尊重し、しっかりと対応してまいりたいと思います。」 28と答弁した。平成31年4月30日限りをもって明仁天皇陛下が退位され、令和元年5月1日に徳仁天皇陛下が即位された。10月22日には即位礼正殿の儀が、11月14日から15日にかけては大嘗祭が執り行われる。各党・会派における皇位継承の在り方に関する議論も進められているところ、野上内閣官房副長官は、「政府としましては、まずは天皇陛下の御即位に伴う一連の式典が国民の皆様の祝福の中でつつがなく行われるよう全力を尽くし、その

2. 皇位継承における原則と例外

いうふうに考えております。」としている²⁹。

日本国憲法上の規定では世襲制が定まるのみであり、具体的には皇室典範に譲られている。ここでは、主として平成17年の有識者会議で提示された資料(皇族制度ほか)に基づき、特に継承に関連する事項について記述する。

上で、衆参両院の委員会で可決された附帯決議の趣旨を尊重して対応してまいりたいと

皇位継承制度は、「明治典範において、皇位継承をめぐる争いを回避するなど皇室制度の安定化を図るため、皇位継承について初めて明文化された」ものである。継承にかかわる諸制度については、明治の典範制定前の伝統・先例から、明治典範下のもの、現行皇室典範下のものへと変遷している。

実際の継承例を見ると、皇子など天皇の直系子孫により皇位が継承された例が半数を超えるが、直系子孫が不在の場合などには、傍系によっても継承されている(有識者報告書29頁)。皇統に属する者のうち一定の範囲の者を皇族として明確化する制度が7世紀末~8世紀初頃に確立し、それ以降、すべて、皇族の身分を有する者が皇位を継承している。皇族でなかった者が、皇族の身分を得て即位したのは、平安時代の第59代宇多天皇、第60代醍醐天皇の二例のみである。宇多天皇は第58代光孝天皇の皇子であったが一時的に(3年間)皇族の身分を離れていた(皇籍離脱)もので、醍醐天皇は宇多天皇の皇籍離脱中に生まれた皇子である。

²⁸ 第198回国会参議院予算委員会会議録第8号8頁(平31.3.13)

²⁹ 第198回国会参議院決算委員会会議録第8号4頁(令元.5.22)

図 表 皇位継承制度の根拠の変遷

区分	~明治22年(1889年)	明治22年~昭和22年(1889	昭和22年~(1947年~)
		年~1947年)	
根拠	伝統・先例	明治典範	現行典範
特徴	・皇位継承について明文の	・憲法と並立する法典	・憲法に基づく法律
	ルールは無し	・天皇が制定	・国会が制定
		・帝国議会の関与を否定	・制定・改正は国会が議決
		・皇位継承のルールを明文	・皇位継承のルールについ
		で規定し、皇室制度を明確	て、現行典範は明治典範を
		化、安定化	基本的に踏襲
皇位継承	①すべて皇統に属する者が	①皇統に属することを規定	①皇統に属することを規定
資格	継承		(明治典範に同じ)
	②すべて男系により継承	②男系男子に限定	②男系男子に限定
	(奈良時代以前及び江戸時		(明治典範に同じ)
	代に10代8方の女性天皇		
	(男系女子) が存在)		
	③非嫡系によっても継承	③非嫡出子も継承資格を有	③非嫡出子は継承資格を
	(半数近くは非嫡出による	する	有しない
	継承)		(明治典範より狭める)
親王・内	・天皇の子及び兄弟姉妹	・天皇の1世から4世まで	・天皇の1世及び2世の子
親王の範	(律令:継嗣令)	の子孫	孫に狭める
囲			

(出所:有識者会議報告書32頁掲載の表に基づき、同報告書29頁等の記述分を加筆)

(1) 男系による継承

ア 意義

皇室に関わる概念としての男系は、「歴代男性天皇のいずれかと男子のみで血縁上つながる場合」と解されるところ³⁰、これまでに例外なく男系で継承されてきている。女性天皇が即位した例、女性天皇の子が即位した例はあるが、いずれも男性天皇と男子のみで血縁上つながる男系である。

イ 男系継承と女性天皇の存在

男系女子の女性天皇が10代8方存在するが、「歴代の女性天皇が即位した経緯等については、政権内における有力者の意向があったこと、皇位継承候補と目される男性皇族が複数存在したり、あるいは幼少であったりしたことなどから容易に皇位継承者を決定することができない状況にあったことなど、現在まで、様々な指摘がなされている。」「いずれにしても、歴代の女性天皇の即位の経緯については、それぞれ当時の政治情勢等が密接に絡んでいると思われるなど、その実際の事情は複雑であると見られており、歴代の女性天皇の性格や位置付けについては、一括りにすることは必ずしもできない。」(有識者会議報告書34頁)

ウ 明治典範制定時の議論

「日本国憲按」(元老院による立案:明治9~13年)は明治9年案では女性の継承を

³⁰ 前掲注2(園部)321頁

認め、11年案では認めず、13年案では女統による継承もできるとし、「皇室制規」(宮内省による立案:明治18~19年頃)は、女性・女系継承も可能との案であった。明治19年、井上毅が伊藤博文に、女性の皇位継承も可能とする「皇室制規」に反対する趣旨の「謹具意見」を提出、19年以降の案では女性は皇位を継承できないとされている³¹。制定時の議論の概要は以下の通りである。

(ア) 皇位継承資格を男系男子に限定した理由

①男性尊重の国民感情、社会慣習があること、②女性天皇は、我が国の歴史・伝統に沿わないこと、③政治的権能との関係で問題があること、④皇位継承者の確保の点で問題がないこと、⑤皇位継承制度は諸外国の例によるべきでないこと。

(イ) 女性の皇位継承を可能としてはどうかとする当時の議論

①男性尊重の国民感情、社会慣習があるとしても、男性尊重の考え方は一般国民間のことであり、皇室は別であること、②男性を女性よりも尊重する旧慣はとるべきではないこと、③歴史上も女性天皇の例があること、④政治的権能との関係で問題がないこと、⑤男統が途絶えた場合、女統を可能としないと皇統が途絶えるおそれがあること、⑥欧州には女王の例があること。

(2) 君臣の別³²~皇族の範囲・皇籍離脱制度³³

ア 皇籍離脱・皇籍復帰の否定

現行法制下では、男子が皇族の身分を取得するのは出生による場合に限られており、 ここには「君臣の別」という伝統が背景にある。

現在の皇室典範では、皇族の範囲について、天皇及び皇族の嫡出子、嫡男系嫡出の子孫を皇族とすること(第6条)。天皇及び皇族は、養子をすることができないこと(第9条)、天皇及び皇族男子の配偶者を皇族とすること(第5条、第15条)を定めている。そして、やむを得ない特別の事由等による皇籍離脱(第11条)、女性皇族の婚姻による皇籍離脱(第12条)について規定し、皇籍離脱後の皇籍への復帰は否定している。

現在のような、子孫の世数に限りを設けず皇族としての身分を認める永世皇族制は、 従来の歴史上の運用とは異なる面がある。むしろ、歴史上、皇族の数が多くなっていた 時代には、主として財政上の理由から、天皇の子であっても臣籍降下による皇籍からの 離脱がなされたり、あるいは天皇からの世数を区切り、例えば5世以降は皇族としない という運用がなされ、皇位継承に必要な適正な状態を保つようにされていた³⁴。

現行制度が永世皇族制と皇籍離脱を併せて規定した趣旨に関連し、金森国務大臣は、

³¹ この間の変遷の背景、井上が「謹具意見」において引用している民間における討論(「女帝ヲ立ルノ可否 (明治15年)」)等の詳細については、前掲注2(園部)324~330頁参照。

³² 市村真一『皇室典範を改正しなければ、宮家がなくなる』(藤原書店、平成24年) 194頁ほか

³³ 「五世の孫」議論を含む、皇族の範囲・皇籍復帰例等について倉山満「皇族に人権はない。当たり前の事実 を、日本人は忘れてしまったのか?」日刊Spa!サイト(平31.4.1) 〈https://nikkan-spa.jp/1562553〉参照。

皇族の範囲を法制度上限定することが困難と判断した上で、皇位継承資格者の範囲が不足しても一大事であるし、他方、皇族の範囲が「御繁栄になり過ぎる」場面も起こり得るので、どちらの面から見ても支障のないよう、制度の運用によって、行き過ぎもなく、行き足らずもないようにするものであると説明している³⁵。

特に、皇位継承権を取得しうる男子については、皇籍取得事由は出生による場合に限 られ、皇籍離脱をした者の皇籍への復帰はできないとされている36。いったん皇籍離脱 をした者は皇籍に復帰しないこと、また、皇籍離脱をした者の子孫は皇族となることは ないことは歴史上の通例である。皇統に属する者は皇族以外にも多数存在することから、 皇族と皇族でない者との区別を曖昧にしないためのものである(江戸時代までの皇籍復 帰について、有識者会議報告書44頁[参考17]皇籍離脱・皇籍復帰の否定の歴史と制度)。 このような区別は「君臣の別」と言われており、明治典範では明治40年の増補第6条 で「皇族ノ臣籍ニ入リタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス」と規定されていた。皇室典範 増補條項義解では、「上下ノ名分一タヒ定リテ復變易スヘカラサルハ我カ肇國以来ノ通 義トス中世一二臣列二降ニシ皇族ニシテ復親王トナリ或ハ竟ニ皇祚ヲ践ミタマヒシ宇多 天皇例ナキニ非スト雖以テ永世率由スヘキ恆範ト爲スヘカラス故ニ本條ハ分義ノ正シキ 二從ヒ宗潢ノ貴ト雖降リテ臣籍二入リタル者ハ再皇族二陞スヲ容ルササルノ制ヲ取レ リ」37としており、日本の君主制を守る上で極めて本質的な考えとされる38。所功氏は、 有識者会議のヒアリングにおいて、「「万世一系の天皇」というのも、大事なことは、 「天皇位が必ず皇族の籍を有せられる方によって継承され……皇族以外の他姓の者に皇 位が移されたことは絶対にないという意味」だと解してよかろうと思います。」とし、 いわゆる道鏡事件の際に和気清麻呂が宇佐八幡から受けた神託宣「わが国家、開闢より 以来、君臣(の分)定まれり。臣をもって君となすこと、未だあらざるなり。天つ日嗣 (天皇) は必ず皇儲(皇嗣)を立てよ。……」(続日本紀巻30、称徳天皇)を引用し、 「いわゆる「上下ノ名分」、つまり皇族と一般国民の区別というものを厳守することが、 国家秩序の維持安定に最も重要だと考えられてきたから」「戦後の新典範にも受け継が れて法文化されているのだと言ってよいと思います。」と述べている。。

イ 皇籍復帰の事例と背景

皇位継承とは直接関係ない皇籍復帰では、懲戒により皇族の身分を失った皇子、皇孫などが後に許された例が、鎌倉時代以前を中心に存在するが、皇位継承に関連する復帰は、第59代宇多天皇に関係した事例のみである。

³⁵ 第91回帝国議会衆議院皇室典範案委員会議録第4回28頁(昭21.12.11)

³⁶ 現行の皇室典範第15条は、皇族以外の者及びその子孫が皇族となる場合を、女子が皇后となる場合及び皇族 男子と婚姻する場合のみに限定している。このため、皇族で皇籍を離脱した者及びその子孫は皇族に復する ことはないことになる(第2回有識者会議配付資料2「現行の皇室典範制定時の考え方」(2-17)〈https:/ /www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai2/2siryou2.pdf〉)。

³⁷ 宮内庁書陵部所蔵。なお、上掲「現行の皇室典範制定時の考え方」における引用では、「宇多天皇」は他の 文よりも小さいフォントで印刷されている。

³⁸ 前掲注32 (市村) 195頁ほか

ॐ 第7回有識者会議ヒアリング資料⟨https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai7/7siryou3.html⟩

宇多天皇は、第58代光孝天皇の皇子で、3年間の皇籍離脱後、皇位継承を目的に、親王宣下を蒙って皇籍に復帰し、皇太子となって、即位している。即位に伴い、天皇の同母兄妹が、親王宣下を蒙って皇籍に復帰し、親王・内親王となった。

また、皇籍離脱をした者の子で、その後皇族となった事例は、宇多天皇の子の事例が 見られるのみである。宇多天皇が皇籍離脱していた間に誕生した子3人が、父である宇 多天皇が皇籍に復帰し、即位したことから、親王宣下を蒙ったものであり、うち敦仁親 王は、後に第60代醍醐天皇として即位している。

ウ 明治期以降の皇籍離脱関係の運用状況

江戸時代から明治時代にかけて、新たな役割を担うようになった天皇制を支えるために、宮家が数多くつくられた。幕末から明治前期にかけて、僧籍にあった伏見宮邦家親王の6王子と同親王の弟の1王子が還俗し、7宮家が創設された。永世皇族制を採用する明治典範が制定された明治22年末の天皇・皇族は45方であった⁴⁰。皇位継承資格者が増加すると皇室有限の財力で保護することは困難などの問題意識を背景に、明治40年には、明治の典範の増補という形で臣籍降下の規定が定められ⁴¹、大正9年には勅許により施行準則(「皇族ノ降下二関スル内規施行準則」⁴²)が定められた⁴³。

この間、実際には臣籍降下はほとんど進まなかったが、終戦を機に時の東久邇宮親王等から皇籍離脱の申出があるなどの動きがあり、また、実際に、当時の皇室の財産の多くが没収されるなどの財政的な事情もあり、現行の皇室典範の下、皇室会議の議を経て、昭和22年10月14日、直宮家を除く11宮家⁴51方が皇族の身分を離れている。

(3)養子縁組の禁止45

ア 意義

天皇・皇族による養子は江戸時代までは行われていたが、明治典範は天皇・皇族は養子をすることができないと定め、現行皇室典範も踏襲した。明治典範が養子を廃止した理由は、養子は中世以降のもので古来の典例ではないこと、皇族以外の者の養子は皇統の純粋さを失わせること、皇族の養子は皇統が乱れる原因となることとされる(伊藤博

⁴⁰ 皇室典範増補の明治40年末には72方、準則勅定の大正9年末も72方であり、昭和22年の現行皇室典範施行時 は67方であった。

[&]quot;小田部雄次「昭和初期の皇族軍人の政治的活性化」『明治聖徳記念學會紀要』復刊第51号(明治聖徳記念學會、平成26年11月)〈http://www.mkc.gr.jp/seitoku/pdf/f51-15.pdf〉は、東久邇宮の留学に関する記述の中で「当時、宮内省は経費削減を求めており、留学滞在費のみならず、国内の皇族への諸経費への抑制を進めていたのである。しかも、大正9年(1920年)5月19日には「皇族の降下に関する施行準則」が内規として裁定され、長子孫の系統四世以内を除くすべての王は華族に降下することとなり、二世である東久邇宮も曾孫の代には華族となることが定められたのである。」(302頁)と述べる。

⁴² 同準則に関する研究として、阿部寛「「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」について」『明治聖徳記念學會紀要』 復刊第50号(明治聖徳記念學會、平成25年11月)〈http://www.mkc.gr.jp/seitoku/pdf/f50-27.pdf〉

⁴³ この間の経緯については、前掲注34 (山田) に詳しい。

[&]quot;戦後、離脱の意思を表明した当時の各宮家は「後伏見天皇より20世乃至22世を隔てられる方々でありまして、今上天皇よりしましては、男系を追いますと40数世を隔てていられる」(昭和22年10月13日の皇室会議における片山哲議長(内閣総理大臣)の説明)。第93代後伏見天皇の治世は1298から1301年である。

^{45 『}皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』(平成24年10月 5 日)55頁

文『皇室典範義解』の注釈では「宗系紊亂ノ門ヲ塞グ」と表現されている)。

イ 江戸時代までの状況

江戸時代までの天皇・皇族による養子の例は、①皇位の直系継承の擬制を目的とするもの、②親王宣下⁴⁶を目的とするもの、③世襲親王家や寺家等の家の継承を目的とするもの、④特別の恩寵によるもの、に大別される。天皇・皇族が養子をする場合は、皇族を養子とするのが通例であり、皇族でない者(皇籍離脱をした者を含む。)が天皇・皇族の養子となっても、それにより皇族となることはなかった。養子は親子関係を擬制するものであって、養子をすること自体は皇族という身分を与えるものではなかったためである。

3. 提案の状況

平成17年当時、有識者会議の議論が進められていた際にも、現在と同様に様々な方策が模索されていた。有識者会議における議論では、「男系男子の継承を維持するために、天皇との血縁が遠くても、また、現時点では皇族でない者であっても、男系男子の子孫が皇位を継承すべきだ」とするか、「現在の皇族の範囲を前提に、天皇の近親の皇族が皇位を継承することが自然である」とするか、という選択肢に絞られていた。

(1) 男系男子の確保

ア 旧宮家に連なる男系男子の皇籍取得

昭和22年に皇籍を離脱した伏見系の11宮家の男系男子子孫⁴⁷に皇籍に入っていただき、男系男子皇族を増やすという案である。現在の宮家に養子として入っていただくという案と、女性皇族と婚姻し配偶者として入っていただくという案などが提案されている。なお、「皇籍復帰」という言い方がされることもあるが、当時皇族でいらした方は既に離脱後70年余を経て御高齢であり、実際には、その御子孫の、民間人として生まれ、生活してこられた現役世代の方に新たに皇籍にお入りいただくということである。

この案は小泉政権下の有識者会議の場⁴⁸でも、野田政権下のヒアリングの場でも、さらには国会における天皇公務軽減の議論の場でも、重ねて提案されている。

イ 有識者会議ヒアリングにおける発言概要

ヒアリングの概要をまとめた資料では、多岐にわたる議論が紹介されている。紙幅の都合上、発言者に関する情報も含めた全体像については、そちらを参照願い、ここでは男系維持の方策(旧宮家の皇籍復帰・養子等)についてまとめた部分のみ抜粋する。

^{**} 平安時代以降、天皇の子孫のうち、親王とするとの詔を受けた者のみを親王とする親王宣下が慣例化。鎌倉時代以降、代々親王宣下を受けて宮家を世襲する世襲親王家が成立した。世襲親王家からは3代の天皇が即位しているが、いずれも天皇から3世までの皇子孫である。有識者会議報告書59頁。

^{*『}旧宮家の御子孫の現在の状況について、政府参考人は「昭和22年に皇籍離脱をされた方々の御子孫につきましては、具体的には承知していないところでございます」と答弁している。第198回国会参議院決算委員会会議録第8号4頁(令元.5.22)。

^{**} 天皇陛下の孫世代の皇族に親王・王がいらっしゃらなかった平成15~17年の世論調査では、男系男子による 承継のみを支持する、男系の伝統を守るべきとの回答が一定程度存在していた。有識者会議報告書52頁。

○男系を重視すべきとの考え方

・戦後の皇籍離脱は、連合国軍による軍事占領下という異常な時代状況下のGHQの占領 政策による異例の措置、昭和22年に皇籍離脱された旧宮家は、遠縁ではあるが、昭和22年 まで皇族として存続。皇籍離脱は占領下の特別な事情によるもの、臣下の籍に降りた者が 皇族に戻ったケースは過去に何例もある。ただ、皇位につかれたのは1例のみ、臣籍降下 後皇籍復帰の例は宇多天皇以外にも過去に多数ある、旧宮家は遠い血筋であるという説明 があるが、そのうち4宮家は明治天皇や昭和天皇の内親王様が嫁がれ、そのお血筋を引い ておられる、旧皇族の皇籍復帰と皇族の養子制度の組み合わせで男系主義を維持するとい う研究がまずあってしかるべき、具体的方策としては、3案考えられる。①旧宮家の男系 男子が皇籍に戻る。臣籍降下後皇籍復帰の例は過去に多数ある。旧11宮家中5家に次世代 の男系男子がいらっしゃる。(「文藝春秋」本年3月号) ②皇族の養子を認め旧宮家の男系男 子を皇族とする。できれば内親王・女王が妃殿下として嫁がれることが望ましい。③内親 王・女王が旧宮家の男系男子と婚姻された場合に限り女性宮家を立てる、旧宮家の復活は 時代錯誤的、臣籍降下から約60年経っているという指摘があるが、60年は皇統の歴史から 見れば短いとも言える、傍系出身であるがゆえに意識的に天皇らしくなさった方の例もあ り、帝王学が幼いころから必要か、留保が必要、宮家の復活により皇族方の御公務の軽減 に一役買える

○女性天皇・女系天皇を可能とする立場

・昭和22年に皇籍離脱した旧11宮家は、天皇家とは親等が遠いという事実で区分されたもの、皇族籍復帰や皇位継承との関係での養子は、伝統を重視する立場からも問題がある、皇位継承資格のうち皇族であるという要件を緩和し、旧皇族の男系男子の方に皇籍に復帰していただくことは、皇室と国民の区別があいまいになるので不可、皇位の特質は、皇統に属する皇族在籍の方々のみが継承され、一般国民が絶対に覬覦(きゆ)しないこと。根本的に重要なことは、天皇の子孫として皇族身分の範囲内にあり、皇位継承者としての自覚を持っておられるかどうか。万世一系の天皇とは、天皇位が必ず皇族の籍を有する方に継承されるという意味。旧皇族の復帰を安易に認めるべきでない、明治天皇や昭和天皇の内親王が傍系の宮家に嫁がれ、傍系の血筋を直系に近づけるという配慮がされているが、女系が皇統でないなら全く無意味ということになる、皇籍を離脱してすでに60年近く経っている方を、男系男子を存続させるためにわざわざ養子にお迎えすることが果たして国民の感情に合うのか、旧皇族の皇族籍復帰や養子は、当事者の意思が問題になり、また、うさん臭さが漂って受け取られる等の問題がある。皇族女子との婚姻は期待できない。さらに、世論の支持は期待できず、国民統合作用は期待できない。皇族女子の元皇族子孫の男子との婚姻は非現実的で世論の支持は期待できない。

ウ 皇室制度に関するヒアリングにおける発言概要

このヒアリングでは皇位継承に関わる問題は論点としないとされていたが、実際には、 皇室の御活動維持の方策に関する項目で関連する発言がなされ、報告書にもその概要が 掲載されている。なお、有識者ヒアリングと異なり、立場ごとの分類はされていない。

【昭和22年に皇籍離脱した旧11宮家の復帰】

・抜本的な解決策として、皇室典範の養子禁止規定の見直し又は特別立法により旧11宮家の男系男子孫の復帰を認めるべきである、一切の養子を禁止している現行制度を改め皇族数の増加のため、旧11宮家の男系男子を養子に迎え入れて皇族とする道も、選択肢として考えられる、女性皇族を当主とする宮家の創設を認めるのであれば、旧11宮家のうち母方を通じて、天皇との血のつながりが近い旧4宮家については、検討の余地がある、皇位継承に関わる極めて微妙な問題であり、今議論すべきではない、旧皇族の御子孫については、現在一般国民と変わりなく、皇族身分の付与については、多くの疑問がある、旧11宮

家の復活論は君臣の別を厳守するためには、望ましいことではない、旧11宮家については、GHQの占領下という特殊事情がなくても、皇籍離脱のルールを定めた大正9年の施行準則に沿えば、皇籍離脱されることになっており、他の旧皇族と比較して、特別扱いする理由に乏しい。

【皇室典範の養子禁止規定の見直し】

・歴史上、家が続くためには養子は必要であり、養子制度の創設について、数年かけて議論すべきである。どこの宮家に養子に行くかで、皇位継承の順位が変わり、混乱を招くおそれがある。

エ 近時の主張~「皇別摂家 (こうべつせっけ)」の系統の男子の皇籍取得ほか

男系男子による継承という観点を踏まえつつ、血縁上の近さという点から、近時主張されているのが、天皇家から出て民間の養子に入った方につながる男系男子、すなわち「皇別摂家」の男系男子による皇位の継承の可能性の検討である⁴。

ここで「皇別摂家」とは、摂政・関白に昇任できた公家のうち、江戸時代に皇族が養子に入って相続した後の近衛家・一条家・鷹司家及びその男系子孫を指している。近衛家には後陽成天皇(第107代、在位1586~1611年)の第4皇子が、一条家には後陽成天皇の第9皇子が、鷹司家には東山天皇(第113代、在位1687~1709年)の第6皇子である閑院宮直仁親王の第4皇子が養子入りしている。この3家の分家又はこうした家から養子に迎えられた先で男系が続いているところがあるとされる 50 。

この案について、旧宮家の系統の男性では候補者が不足する懸念への対応として評価する見解もあるが⁵¹、血統では旧宮家よりも皇室に近いと言い得ても、「君臣の別」からは認めがたいなどとの反対意見もある⁵²。

なお、所功氏は、有識者会議のヒアリングにおいて、「皇室から分かれたことが明確な方」について、「私は旧宮家の方々が直ちに皇族として復活されることには反対であ

⁴⁹ 本項は水間政憲氏(近現代史研究家・ジャーナリスト)〈http://mizumajyoukou.blog57.fc2.com/〉等の論述を参考にしている。なお、皇別摂家は、皇室の子孫を迎えた摂家という意味の比較的新しい言葉である。所功氏は有識者会議のヒアリングで「既に平安の初めにできた『新撰姓氏録』・・・によりますと、神武天皇から嵯峨天皇に至るまでの歴代から分かれた男系男子孫は、これを皇統から分かれた「皇別」と申しますが、「皇別」氏族が335もあります。また、嵯峨天皇以降、それに続く賜姓源氏とか、あるいは賜姓平氏がたくさんあります。」〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai7/7siryou3.html〉と述べている。

⁵⁰ 水間政憲氏らは血縁の近さを重視しており、2017年時点で、「第107代後陽成天皇(在位期間:1586~1611年)と第113代東山天皇(在位期間:1687~1709年)の子孫の男系男子が現在51名いらっしゃいます。…現在、120名の「男系男子」には、旧皇族より皇位継承順位の高い【皇別摂家】の子孫が51名もいらっしゃる事を認識しなくてはいけません。」と発信している。

⁵¹ 八幡和郎氏は、国民的合意を得るには旧宮家復活と女系の両方の可能性を探ること等を提言した上で、「旧宮家に限った議論の中で、候補者が少ないと主張する人がいるが、明治以降で終戦以前に皇籍を離脱した元皇族の子孫や、江戸時代に五摂家の近衛、一条、鷹司家に臣籍降下した親王の男系子孫も数十人いるので、候補者は意外に多い。」と述べている。「女性宮家以外にも「皇統の断絶」を防ぐ手立てはある」『八幡和郎』(徳島文理大学教授、評論家)〈https://ironna.jp/article/6761?p=1〉

^{** 『}語られなかった皇族たちの真実 若き末裔が初めて明かす「皇室が2000年続いた理由」』(小学館、平成18年)等の著書がある竹田恒泰氏(公式サイト〈http://www.takenoma.com/〉)は平成24年9月5日にtwitter@takenomaで「君臣の別という言葉があります。摂家は臣下です。摂家は民間人です。」(11:33)「君臣の別は厳密です。二千年の歴史上、混同されたことは一度もありません。摂家は、堂上であっても、所詮は臣下。これに疑いを挟む余地はありません。」(12:19)と投稿している。

りますけれども、ただそれらの方々は明らかに皇室から分かれたことが明確な方であります。したがって、そのような旧宮家の方々及び明治以降に養子や結婚を機に臣籍降下をされた元皇族の現存者と、更にその3世辺りまでの御子孫は、皇統より分かれ出たことのハッキリした高貴な名族として、あえて申せば、新しい「皇別」として、皇族に準ずる名誉と役割を認められることにより、そのような自覚を持って生活されることが望ましいと思っております。」 53と述べている。

(2) 女系継承の容認

有識者会議ヒアリングの議論のうち、女性天皇・女系天皇の部分のみ抜粋する。

○女性天皇・女系天皇を可能とする立場

・遠い傍系の男子が皇位を継承される際、直系の内親王とのご結婚で、それ以降の継承者を直系に近づけるなど、過去に女系も皇統として機能していた、形式上明治初期まで存続していた養老令(継嗣令)に女系の継承を認める規定があった、庶系継承の復活が困難である以上女系容認の選択肢しかない、継嗣令は女系継承まで容認した又は予想したものとは考えがたいが、大宝・養老令に女帝の存在が明記されていることの意味は大きい、女性天皇になると宮中祭祀ができないというのは誤解、女性の天皇になると妊娠や出産等で大変で負担が大きいという意見があるが国事行為・公的行為・宮中祭祀などいずれの点についても問題はない、女性は政治に向いていないとか男性に左右されるという理由には憲法の平等原則の例外を認める合理性はない。

○男系を重視すべきとの考え方

・過去の女帝は極めて例外的な存在ですべて男系。御在位中は独身。外国の皇配殿下のような御存在は皆無、過去8人10代の女性天皇は全て男系女子であり、皇位継承に関しては本命の「男系男子」が成長するまでの「中継ぎ役」。女性天皇が即位後にお産みになったお子様が天皇になられた例はない、継嗣令の規定は、もともと特定の「男系の男子」を想定したもので、双系主義の根拠にはなり得ない、明治22年の皇室典範制定は、確固とした皇位継承法を初めて明文で制定したものであり、画期的な意義を持つ。起草の中心となった井上毅は、①我が国の歴史・伝統を踏まえたものであること②当時の国情や人情に照らして妥当なものであること③当時のヨーロッパ先進諸国にも通じる普遍性を有するものであることの3つの原則を勘案して起草している。当時女帝容認論もあったが最終的に女帝が排除されたが、これは、女性皇族が摂政になり得ることとするなど、井上が周到な準備をしたものであり説得力もあった。

なお、皇位継承順位については、男子がある場合は男子優先、性別を問わず直系・長子優先等の議論もあるが、ここでは詳細は省略する 54 。

⁵³ 第7回有識者会議ヒアリング資料https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai7/7siryou3.html

⁵⁴ 兄弟姉妹間で男子を優先するとした高森教授は「1点はやはり過去125代中、女子はわずか10代ということで、やはり圧倒的に男子が多かったということと、もう一点は、天皇という立場の御公務と女子という肉体的、生理的条件との兼ね合いから、可能であれば男子を優先するのがよろしかろうと、このように考えております。」としている〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai7/7siryou2.html〉

4. 外国王室の状況55

日本とは状況は異なるものの、外国王室で、女性王族が自国の王族・貴族以外の男性の配偶者を迎えた例、そして、王室そのものが外国から一般人を後継者として迎えた例を紹介する。婚姻の事例では、民間人である、あるいは旧敵国の出身である等の理由で、婚姻そのものが強い反対を受けた例もあり、また、婚姻後に明確な役割がないために苦しんだ例もある。国王・国民に受け入れられるために多大な努力を重ねられている。

(1) 女王陛下の配偶者(「王配殿下」)の状況

女王が立てられている国では、配偶者は外国の王族・貴族出身である場合が多い。英国のエリザベス2世の配偶者エディンバラ公フィリップ殿下は元はギリシャの王族である⁵⁶。 デンマークのマルグレーテ女王の配偶者で、2018年に亡くなったヘンリク殿下はフランスの貴族出身であり、女王となる王女と結婚した最初の男性であった。婚姻の際には、当時のド・ゴール大統領からはなむけの言葉も贈られた。外交官出身で、中国語やベトナム語まで解し、学術面等にも造詣の深い男性だったが、結婚後の地位や役割、職務、処遇が不透明なままで、オフィスと「プリンス」の称号のみが与えられた。王女が即位し、女王としての公務に専念する傍らで、自ら赤十字での勤務等の仕事を積極的に開拓したものの、2002年、自らの子が「皇太子殿下」(クラウン・プリンス)として自分より上に位置すること、女王の影のような存在であることに対する不満が高じ、故国フランスに戻ってしまったという。女王は事態を収拾すべく、プリンスに「gemal」(配偶者)の語を付した称号を与え、「王配殿下」とするなど処遇を改善、殿下はデンマークに戻ったものの、なお夫婦は同等であるべき、過去の歴史の共同統治者のように対等に遇されるべきなどと主張し⁵⁷、影ではない、自らの役割と職務を求め続けていたと報じられている⁵⁸。

オランダでは3代女王が続いていたが、いずれもドイツの貴族出身であった59。

⁵⁵ ヨーロッパの君主国の王位継承制度・王族の範囲については、山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立法考査局、802号(近年まで又は現在、男系継承を原則とする国の事例)(平29.11.20) http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10990713_po_080201.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003874_po_080301.pdf

⁵⁶ フィリップ殿下は2017年8月に単独公務から退くまで、2万件もの単独公務をこなしている。

⁵⁷ 当初の称号"prins" から"prinsgemal"に変更された。イギリスの例にならって考案されたという。彼は「王配陛下」の称号を求めたとも言われるが、ヨーロッパ王室の専門家等はそのような例は16世紀のスコットランドまで遡るものだと否定したという。Ekspert: Derfor er Henrik ikke kongegemalhttps://underholdning.tv2.dk/royale/2015-02-19-ekspert-derfor-er-henrik-ikke-kongegemal

⁵⁸ Prins Henrik glemte aldrig at være stolt af - Frankrig https://jyllands-posten.dk/premium/navne/nekrolog/ECE10264930/prins-henrik-glemte-aldrig-at-vaere-stolt-af-frankrig/。 殿下は後年、公務を退き王配殿下の称号を返上した後、2017年8月に、女王と同じ墓に埋葬されたくないとの意向を公表、翌年没した際にはその意向を踏まえた埋葬が行われた。

⁵⁹ フィリップ殿下を始めとする各殿下については、君塚直隆「女王の夫が「王」とは限らない…王配殿下たちの知られざる「苦悩」」〈https://gendai.ismedia.jp/articles/-/54627〉、水島治郎・君塚直隆『現代世界の陛下たち デモクラシーと王室・皇室』(ミネルヴァ書房、平成30年)を参照。オランダの事情については同書117頁「3 三人の「殿下」たち」に詳しい。外国人であるがゆえの苦労も多い中、戦時下など、歴史に残るような業績・貢献もあったが、早くに亡くなられている。

(2) 民間男子と王族女性との婚姻

ア 王族になった例 スウェーデン「プリンス・スクール」

スウェーデンの現在の王室は、男女の別なく長子により承継されることとなっている。 その初代女王となることが予定されているのが、現在のヴィクトリア王太子である。王 位継承権者として軍隊における訓練を含む厳しい帝王教育を受け、数多くの公務に従事 している。非常に勤勉であることが知られ、第一子妊娠中には出産の前日しか公務を離 れていないという⁶⁰。王太子の配偶者ダニエル王子は民間人出身である。

ダニエル氏は摂食障害からの回復途上にあった王太子のスポーツトレーナーとして出会った。2002年、交際が発覚した当時はジーンズで野球帽に長髪という出で立ちで、言葉にもなまりがあると酷評された⁶¹。世論も否定的であり、国王は結婚を認めない姿勢だったとされる。しかし、王太子の粘り強い説得に折れた国王の求めを受けて、王族としての教育(「プリンス・スクール」)を受けることとなった。数年間にわたり、英語・フランス語・ドイツ語、スウェーデンの歴史や政治、外交を学び、外観も王族にふさわしく替え、後には王宮内に居所を与えられ、結婚相手として認められるに至った⁶²。バッシングに対しては、同じく民間出身であるシルヴィア王妃がダニエル氏をかばう発言をして沈静化させている⁶³。特に結婚式でのスピーチでは、一般人であった自らをおとぎ話のカエルに喩え、「最初のキスでは王子に変わらなかったが、その後、王子に変わったのは知恵と経験に富む賢明な国王・王妃の温かい導きがあったからだ」とし、自分を支えてくれた人々への感謝を示した上で、全力で王太子を支える決意を述べている⁶⁴。現在、ダニエル王子は王太子とともに国民からの人気も高い。

イ 民間人にとどまる例

イギリスでは、女性王族は民間人と婚姻しても基本的には身分に影響がない。配偶者は爵位を与えられることもあるが、受けない例もある。現在の王室ではアン王女をはじめ、複数の王女が民間人と婚姻している。

⁶⁰ Victoria, Crown Princess of Sweden Then & Now!http://www.albanydailynews.com/princess-victoria-then-now/

Swedish royal wedding: how country boy Daniel Westling was transformed into Prince Danielhttps://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/europe/sweden/7805599/Swedish-royal-wedding-how-country-boy-Daniel-Westling-was-transformed-into-Prince-Daniel.html

⁶² この間の経緯等についてはA Fairytale with a Difference〈http://www.dailynews.lk/2017/06/30/feature s/120493/fairlytale-difference〉,前掲注61ほか。王室を1962年以来追っている記者Sten Hedman氏によると、マスコミの8年間にわたる熱心な取材活動にもかかわらず、ダニエル氏は「完全に清廉潔白」(he real ly is squeakly clean)で、スキャンダルの種は全く見つからなかったという(前掲注61)。ダニエル氏は婚約後は王室儀典責任者の指導の下に王室や政策等について現地訪問を含むプログラムを受けている。Introduktionsprogram för Herr Daniel Westling〈https://www.kungahuset.se/kungafamiljen/aktuellahandel ser/2010/2010utanbild/introduktionsprogramforherrdanielwestling.5.1a6f639212652d9b15a80008510.html〉。

⁶³ Prince Daniel-Biographyhttps://www.hellomagazine.com/profiles/daniel-westling/<a>〉なお、スウェーデンの王位継承法は王子又は王女の結婚に際し王と議会の同意を要求している。1976年に婚姻した現在の王妃はドイツの一般人であるが、以前は王子と一般人との結婚は認められていなかった。

⁶⁴ Read Daniel's Banquet Speech, Published söndag 20 juni 2010 kl 11.11, Radio Sweden https://sverigesradio.se/sida/artikel.aspx?programid=2054&artikel=3796749

スウェーデンでは、王太子の妹であるマデレーン王女の配偶者クリストファー・オニール氏は、スウェーデンの国籍を取得せず(アメリカとイギリスの二重国籍である)、かつ、ビジネス界に身を置いている。スウェーデンの王室のプロトコルではロイヤル・ファミリーのメンバーはスウェーデンの国籍を保有し、ビジネスにおける責任ある地位を保有してはならないとされている。ことから、王族としての称号は保有せず、一市民(a private citizen)のままである。ただし、王女との間の子どもは王族であり、王位継承権も有している。オニール氏は王族ではないものの、王室の公式行事に参加、公務もこなしている。公務を欠席することがあることを批判されているが、それに対しては、家族を養っているのは自分であり、自分のビジネスがあり多忙な中で日程調整をするのが困難なことがあると反論している。。なお、一家の現在の本拠地はアメリカであり、王女は公務の際にはスウェーデンに帰国している。

(3) 王族でなかった者が王位についた例

王位継承者が欠けた場合について、立憲君主制を採用する今日の各国王室は、憲法・王位継承法等に、後継者の選出について規定を置いている例が多い。その際は、議会の関与が規定されていることが多いが、国王の関与を規定する例もある。スウェーデンの現在の王室、ベルナドッテ朝は、フランス人の庶民出身の軍人でナポレオンの姻戚であるベルナドッテが、後継者の絶えたスウェーデンに請われ、枢密院の多数決、国民議会の全会一致による議決をもって迎え入れられたことに始まる。他にも王侯貴族の候補者はいたものの、彼が選ばれた理由は、戦勝時のスウェーデンに対する紳士的な振る舞い(部下の略奪を厳禁するなど)とナポレオンの威力への期待であった。端的には、「誰もが認める崇高な人柄と立派な功績⁶⁸が知られ、統治力が期待された外国の平民出身者」である。ベルナドッテは当時の国王の養子になり皇太子の地位を得た後、即位した。スウェーデン入りした時点で妻子があり、王位は後に子どもが継いだ。ベルナドッテはナポレオンの期待に反し、スウェーデンのためにフランスとも闘い、次々に華々しい戦果をあげ、スウェーデンを発展に導いた名君として知られている。

⁶⁵ 王太子の配偶者となった現ダニエル王子は婚姻前はスポーツジムの経営者であったが、すべて撤退している。

⁶⁶ スウェーデン王室プレスリリース英語版 Mr Christopher o'Neill's title https://www.kungahuset.se/r oyalcourt/media/pressreleases/olderpressreleases/pressreleasesearlier/mrchristopheroneillstitle. 5. 4ea495e313c19c119aa5da0. html. printable>)。オニール氏の経歴は参照。

⁶⁷ Chris: "Är jag som försörjer familjen"https://www.expressen.se/nyheter/chris-ar-jag-som-forsorjer-familjen/> Publicerad 21 jul 2015 kl 05.28

⁶⁸ "Bernadotte was already known andrespected in Sweden, a legendary figure in Östergötland."(3036/5418) Palmer, Alan (1990). Bernadotte: Napoleon's Marshal, Sweden's King, John Murray, London。本稿の記述の際には同書を主に参考としたが、ベルナドッテに関しては、政治的・歴史的側面から、インターネット上で多くの参考になる記述がある。スウェーデンにとっては英雄であるが、逆にフランスでは祖国に対する反逆者として扱われている。

むすびにかえて~皇室に関する報道の在り方

現在、天皇陛下、秋篠宮家については公務にまつわる報道があるものの、例えば三笠宮家、高円宮家については一般的な媒体で活動が報じられることは少ない。日本文化を担うような活動も国民に知られるようにしていくことが必要ではないか⁶⁹。

皇族の日常の御公務に関する情報・報道の少なさに反して、皇族方の公務外での生活にまつわる報道の在り方については、関係者への取材も含め、しばしば行き過ぎではないかとの指摘がなされている。特に代々の皇太子殿下のお后選びは注目を集め、数多くの報道がなされてきた。その過程でお后候補とされた女性と家族への負担は相当なものがあったとも云われている[™]。しかも複数の皇位継承者がいらした当時とは異なり、お世継ぎを産むというプレッシャーは比較にならないほどの重さとなっている。また、皇族方の交際関係等についても興味本位の報道が後をたたない。

この点、三笠宮崇仁親王殿下は、平成16年にラジオ番組で、「女帝になっても、配偶者になる方がいないんじゃないかと思うんですね。今の日本人では…。今はマスコミが騒ぎすぎますねえ。あれだと本当に将来もそういう立場になるという人もおじけづくだろうし…。理屈では当然、女帝であってもしかるべきだけれども、現実問題としては、果たしてそれがどうなるのか。女帝おひとりで終わっちゃうのも困りますしね、これはともかく大きな問題だと思いますね」でと懸念されている。静岡福祉大学名誉教授の小田部雄次氏は、国民とマスコミに自重を求め、「皇室が盤石なときならいいですが、今は若い男子の皇族が悠仁さましかおらず、皇室の将来が不安視されている時代です。皇族のお相手に対する国民の要求があまりに厳しくなり、」「……せっかく皇族の方々に日本という国の統合の象徴になっていただいているのですから、国民やマスコミも、ご結婚の相手が来ていただけるような環境づくりをしてほしいものだと、私は感じています」でと語っている。

エリザベス2世女王は、就任前に21歳の誕生日のスピーチの際に、自らの生涯を国家と国民に捧げると誓った上で、国民の参加がなければこれは実現できないとして、国民に対して、共に努力していくよう呼びかけている™。我が国においても、天皇・皇族方に求めるのみではなく、国民として、皇室制度を守り、協力していくために何ができるか、改めて考える必要があろう。

(いわなみ ゆうこ)

⁶⁹ 君塚直隆『立憲君主制の現在 日本人は「象徴天皇制」を維持できるか』(新潮社、平成30年)の「終章 日本人は象徴天皇制を維持できるか」では、各国の王室の実態を引きつつ宮内庁のホームページの更新状況 等に触れ、積極的に広報する必要性を指摘している。

⁷⁰ 皇室をめぐる報道の実際について、河西秀哉「美智子皇后論」吉田裕・瀬畑源・河西秀哉編『平成の天皇制とは何か-制度と個人のはざまで』(岩波書店、平成29年)参照。

⁷¹ 水島宏明上智大学教授・元日本テレビ「NNNドキュメント」ディレクター「元特番でNHKだけが伝えた "不都合な真実"」〈https://news. yahoo. co. jp/byline/mizushimahiroaki/20190501-00124418/〉

⁷² 日刊サイゾーサイト、月刊サイゾー6月号『令和時代の(新) タブー』より<https://www.cyzo.com/2019/07/post_21-493_entry_4.html>

⁷³ A speech by the Queen on her 21st Birthday, 1947 https://www.royal.uk/21st-birthday-speech-21-a pril-1947> Published 21 April 1947